

1.4.7 供給施設計画

(1) 給水施設計画

給水施設計画は図 1.4-13 に示すとおりである。

計画地への給水は、東西道路より給水引込管を設ける計画である。

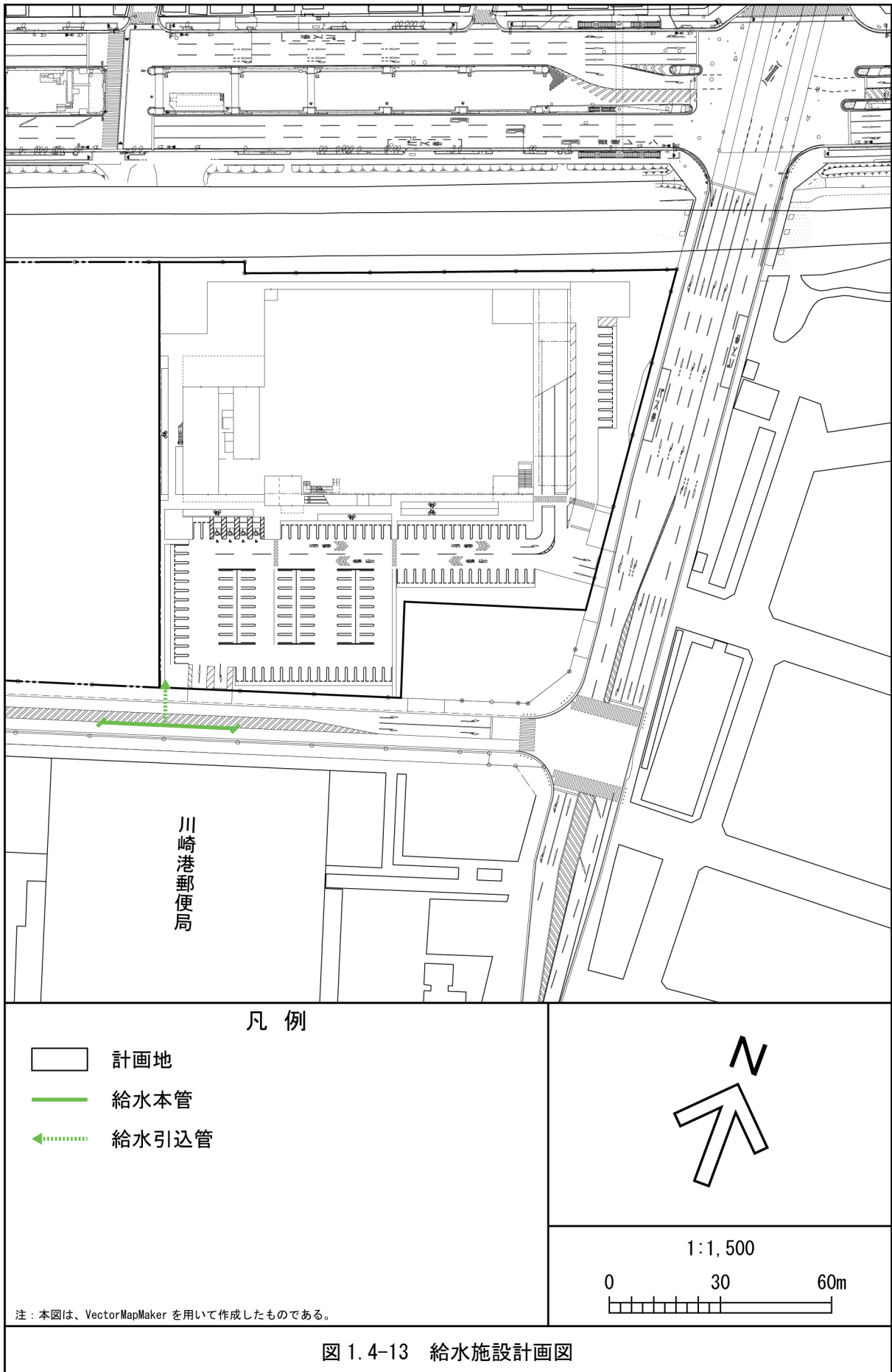
(2) 電力供給計画

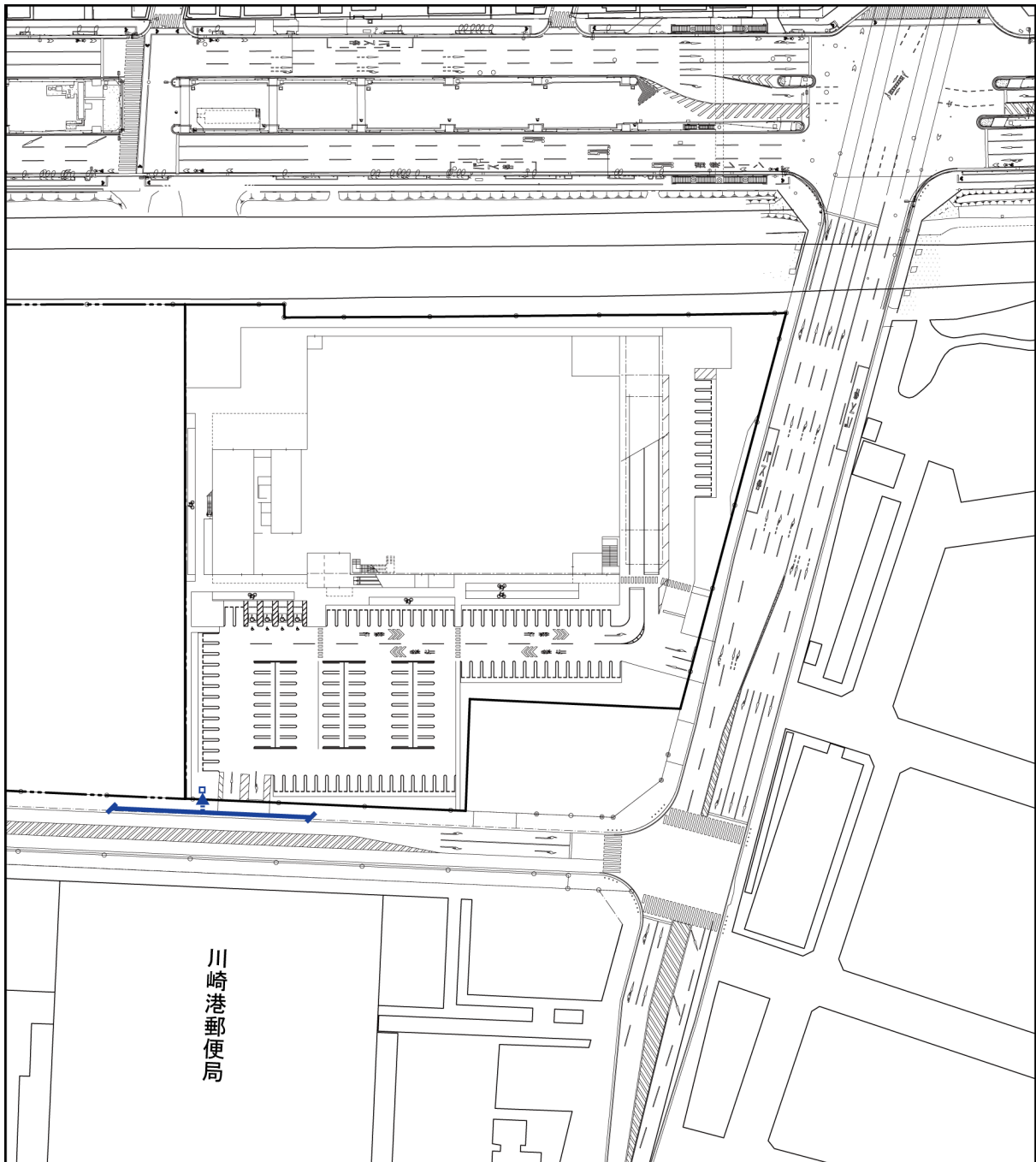
電力供給計画は図 1.4-14 に示すとおりである。

計画地への電力供給は、東西道路より普通高圧 1 回線を引き込む計画である。





(3) ガス供給計画

本施設での都市ガスの利用については、協議・検討中である。



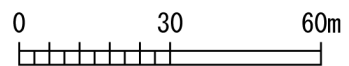


凡 例

-  計画地
-  既設電力ケーブル
-  新規電力引込線
-  受電設備



1:1,500



注：本図は、VectorMapMaker を用いて作成したものである。

図 1.4-14 電力供給計画図

1.4.8 排水施設計画

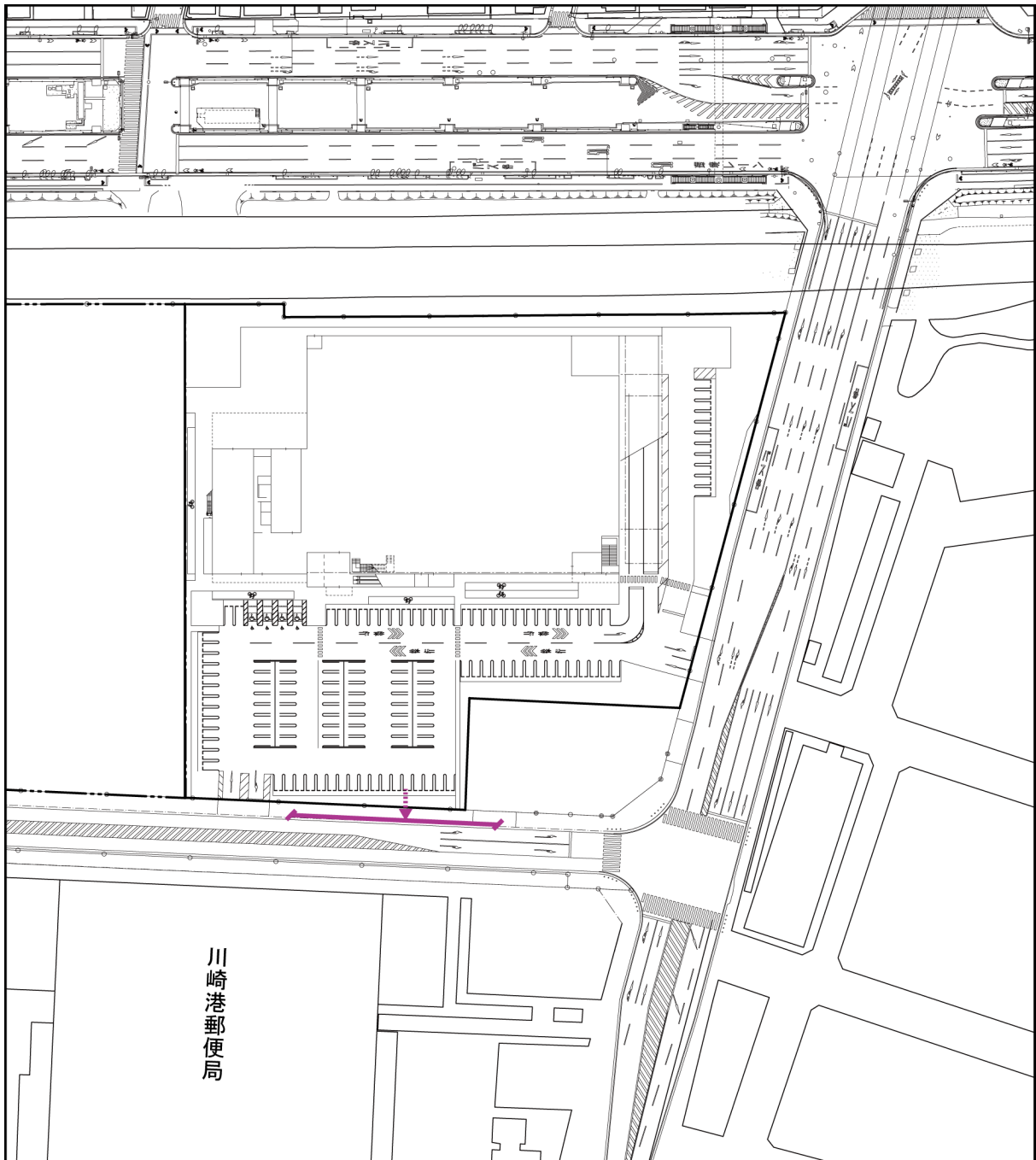
(1) 排水計画

排水計画は図 1.4-15 に示すとおりである。




本施設の排水は、新設下水配管を利用し接道の東西道路の下水本管（合流式）に接続する計画である。

(2) 雨水排水計画

雨水排水計画については、建築物の地下または屋外に雨水貯留槽を設ける計画であるが、設置場所や容量は検討中である。雨水排水は下水本管（合流式）へ接続する計画である。

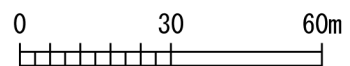


凡 例

-  計画地
-  下水本管（合流式）
-  新設下水配管



1:1,500



注：本図は、VectorMapMaker を用いて作成したものである。

図 1.4-15 生活排水・汚水排水計画図

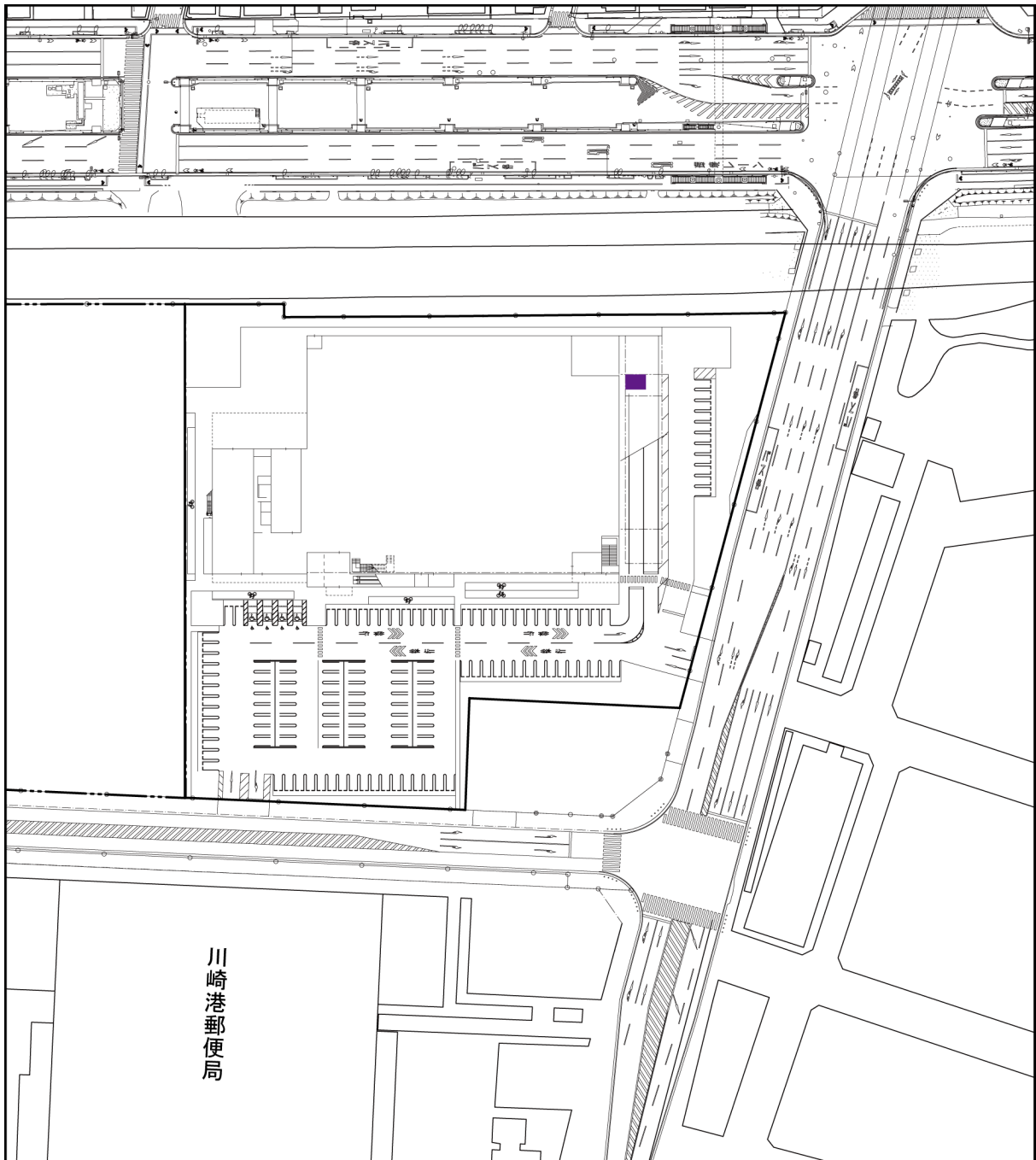
1.4.9 廃棄物処理計画

ゴミ置き場の位置は図 1.4-16 に示すとおりである。

計画建築物内のスペースにゴミ置き場を設置する計画である。

本事業では事業系一般廃棄物、産業廃棄物の排出を予定している。

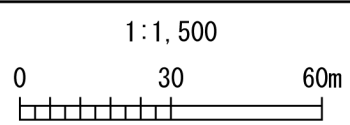
産業廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年法律第 137 号）に基づき、廃棄物処理業の許可を受けた収集運搬業者及び処分業者等に委託し、適切に処理する計画である。事業系一般廃棄物は、廃棄物の種類に応じ、自己搬入による川崎市の処理センターへの持ち込み、又は古紙業者及び川崎市の許可を受けた収集運搬業者等に委託し、適切に処理する計画である。



川崎港郵便局

凡例

- 計画地
- ゴミ置き場



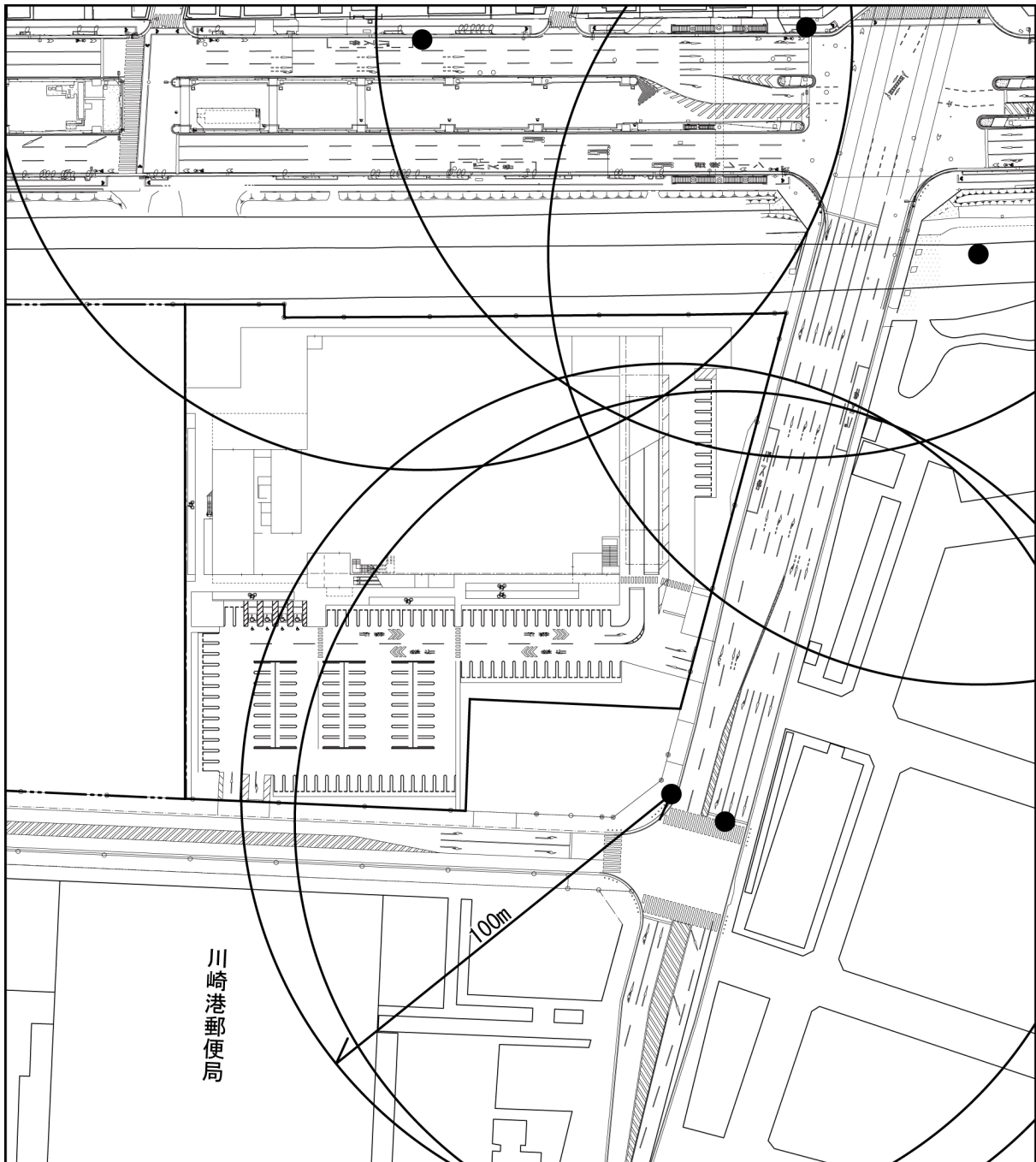
注：本図は、VectorMapMaker を用いて作成したものである。

図 1.4-16 ゴミ置き場位置図

1.4.10 防・消火計画

防・消火計画は図 1.4-17 に示すとおりである。

消火栓は既存消火栓の 100m 範囲に計画地が概ね包含されているが、一部範囲外の部分があるため、消火栓の新設を行う計画である。新設消火栓の位置は、今後の関係機関との協議において決定する。

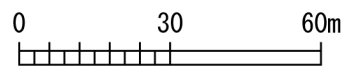


凡例

- 計画地
- 既設消火栓位置
- 既設消火栓の消防水利圏域



1:1,500



注：本図は、VectorMapMaker を用いて作成したものである。

図 1.4-17 防・消火計画図

1.4.11 熱源計画

本事業で利用する空調は電気による熱源方式とし、「大気汚染防止法」（昭和 43 年法律第 97 号）に定めるばい煙発生施設及び「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」（平成 11 年川崎市条例第 50 号）に定める排煙に係る指定施設に該当する設備は設置しない計画である。

本計画で使用する室外機等は、1 階及び 2 階の設備スペースに設置予定である（詳細は「4.4.1 騒音」（p. 246～249）を参照）。

1.4.12 施工計画

(1) 工事概要

主な工種別工事内容は表 1.4-9 に、工種概要は以下に示すとおりである。計画地は、更地であるため、計画建築物を建設する「新築工事」を行う計画である。

表 1.4-9 主な工種別工事内容

工 種	主要工事内容	主要建設機械	
新築工事	ア. 準備・仮設工事	建設工事を始める前に行う準備作業	バックホウ(0.1~0.7m ³) ダンプ(4~10t) トラック(4~10t)
	イ. 杭・地盤改良工事	建物を支える地盤の強度や安定性を向上させるために行う工事	バックホウ(0.1~0.7m ³) 発電機(50~149kVA) トラック(4~10t) トレーラー(25t)
	ウ. 山留工事	地下工事や掘削時に周囲の土砂が崩れないように支える工事	バックホウ(0.1~0.7m ³) ラフタークレーン(20・50t) 発電機(50~149kVA) ダンプ(4~10t) トラック(4~10t) トレーラー(25t)
	エ. 基礎躯体工事	建物の基礎部分を構築する工事	バックホウ(0.1~0.7m ³) ラフタークレーン(20・50t) 発電機(50~149kVA) ダンプ(4~10t) コンクリートミキサー車(2~4.5m ³) コンクリートポンプ車(4~10t) トラック(4~10t) トレーラー(25t)
	オ. 仕上工事	建物の外装・内装を仕上げる工事	ラフタークレーン(20・50t) 発電機(50~149kVA) トラック(4~10t) トレーラー(25t)
	カ. 設備工事	建物に必要な設備を設置する工事	ラフタークレーン(20・50t) 発電機(50~149kVA) トラック(4~10t) トレーラー(25t)
	キ. 外構工事	建物の外部空間を整備する工事	バックホウ(0.1~0.7m ³) ラフタークレーン(20・50t) 発電機(50~149kVA) ダンプ(4~10t) コンクリートミキサー車(2~4.5m ³) コンクリートポンプ車(4~10t) トラック(4~10t) トレーラー(25t) アスファルトローラー(2~8t) アスファルトフィニッシャー(2.3~6m)

ア 新築工事

(ア) 準備・仮設工事

建設工事を始める前に行う準備作業。現場の整地、仮囲い、仮設道路、仮設事務所や電気・水道の設置など、工事を安全かつ円滑に進めるための環境を整える。

(イ) 杭・地盤改良工事

建築物を支持する地盤の強度および安定性を向上させるために実施する工事。軟弱地盤や支持力不足の地盤に対して行われ、建物の不同沈下や傾斜を防止することを目的とする。

(ウ) 山留工事

地下工事や掘削時に周囲の土砂が崩れないように支える工事。鋼矢板やH形鋼などを使って土留め壁を設置し、周辺構造物や地盤の安定を確保する。

(エ) 基礎躯体工事

建物の基礎部分を構築する工事。鉄筋コンクリートの基礎スラブや基礎梁を施工し、建物全体を支える重要な構造体を形成する。また、移動式クレーンを用いて鉄筋、型枠等の資材揚重を行い、コンクリートポンプ車にてコンクリート打設を行う。

(オ) 仕上工事

建物の外装・内装を仕上げる工事。壁、床、天井の仕上げ、塗装、タイル貼り、建具取り付けなど、見た目や機能を整える工程。

(カ) 設備工事

建物に必要な設備を設置する工事。給排水、電気、空調、換気、防災設備など、生活や業務に不可欠な機能を整える。

(キ) 外構工事

建物の外部空間を整備する工事。駐車場、歩道、植栽、フェンス、門扉など、敷地全体の景観や利便性を向上させる。

全体の工事工程は、表 1.4-10 に示すとおりである。

表 1.4-10 工事工程表

工事工程	着工後延べ月											
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
準備・仮設工事												
杭・地盤改良工事												
山留工事												
基礎躯体工事												
仕上工事												
設備工事												
外構工事												
建設機械 (台/日)	①パッパ	1	1	5	8	3	4	0	3	3	3	3
	②77ターレーン	0	0	0	1	1	1	1	1	1	1	0
	③発電機	0	0	2	2	2	2	2	2	2	2	2
	④ダンプ	0	15	0	15	10	15	0	0	5	10	30
	⑤コンクリートミキサー車	0	0	0	60	30	10	50	10	10	10	5
	⑥コンクリートポンプ車	0	0	0	3	2	1	3	1	1	1	0
	⑦トラック	2	5	7	15	18	18	24	18	22	30	36
	⑧トレーラー	0	0	1	3	4	4	5	4	5	6	7
	⑨7.577ターレーン	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
	⑩7.577ターレーン/エンジン	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
合計(1日台数)	3	21	15	104	75	54	89	36	49	63	88	60
建設機械 (台/月)	0.1~0.7m³	25	25	125	125	200	75	100	0	75	75	75
	25~50 t	0	0	0	25	25	25	25	25	25	25	0
	50~149KVA	0	0	50	50	50	50	50	50	50	50	50
	4~10 t	0	50	0	300	200	100	0	0	40	50	200
	2~4.5m³	0	0	0	350	100	30	350	20	20	30	10
	4~10 t	0	0	0	75	50	25	75	25	25	25	0
	4~10 t	0	20	33	62	71	71	92	73	76	92	104
	25 t	0	0	7	13	14	14	18	15	15	18	21
	2~8t	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	50
	2.3~6m	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	25
合計(月延べ台数)	25	95	215	1,000	710	390	710	208	326	365	585	317
工事車両	搬出入車両 (建設機械④~⑧)	2	20	8	96	64	48	82	33	43	57	52
	1日台数(台/日)	0	70	40	800	435	240	535	133	176	215	360
	月間合計(台/月)	0	2	11	24	27	37	49	71	88	87	106
	通勤車両	0	10	135	305	295	400	610	815	875	840	998
合計	2	22	19	120	91	85	131	104	131	144	185	
合計	0	80	175	1,105	730	640	1,145	948	1,051	1,055	1,358	
合計	0	80	175	1,105	730	640	1,145	948	1,051	1,055	1,358	

注：四捨五入の関係により合計が合わない場合がある。

(2) 仮設計画

仮設計画は図 1.4-18 に示すとおりである。

工事中は、各棟の敷地外周には鋼版製の仮囲い(高さ約 1.8m)を設置する計画である。また、工事ゲートについて、敷地南側の東西道路に 1 箇所設置する計画である。

(3) 工事中排水計画

工事中の雨水排水は、仮設沈砂施設等により濁水処理した後、公共下水(合流式)へ放流し、適正な排水の維持に努める。

(4) 工事の作業時間

工事の作業時間は、内装工事などの屋内での静作業を除き、原則として午前 8 時～午後 6 時(休憩時間 正午から午後 1 時、日曜日を除く)までとし、前後 1 時間程度は工事の準備及び片付け等を実施する。

ただし、コンクリート打設等のように工事の性質上、作業の中断が困難である場合や天候などの事情により作業時間及び日程に変更が生ずる場合等の事情により作業時間及び日程に変更がある場合には、工事を行うことがある。

(5) 交通安全対策

工事用車両出入口には誘導員を配置し、歩行者等の安全確保及び交通事故防止に努める計画である。

(6) 工事用車両運行計画

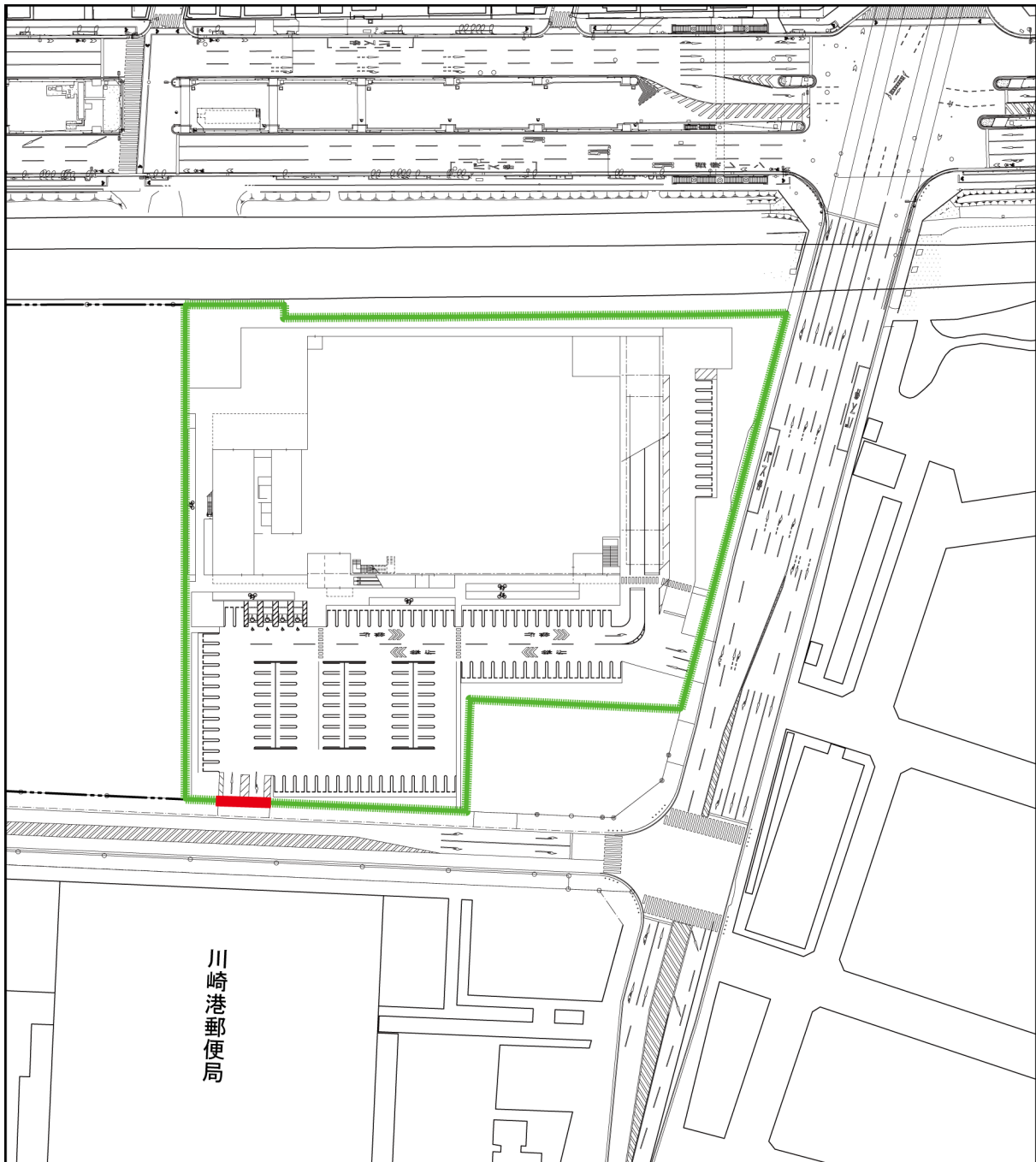
工事用車両の走行ルートは図 1.4-19(1)～(2)に示すとおりである。

工事用車両は、東西道路から計画地へ大型車は右折入庫、小型車は右左折入庫する。退場時は左折出庫し浜町交差点を経由して各方向へ走行する計画である。

工事用車両の計画ピーク日台数を、表 1.4-11 に示す。1 日あたりの工事用車両のピーク日台数は、着工後延べ月で 11 ヶ月目の 185 台/日である。搬出入車両(大型車)が 79 台/日、小型車車両が 106 台/日を計画している。



表 1.4-11 工事用車両の計画ピーク日台数(片道台数)

区分	着工後延べ月 11 ヶ月目
搬出入車両(大型車)	79 台/日
通勤用車両(小型車)	106 台/日
合計	185 台/日



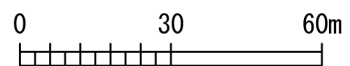
川崎港郵便局

凡例

-  仮囲い(1.8m)
-  工事用ゲート

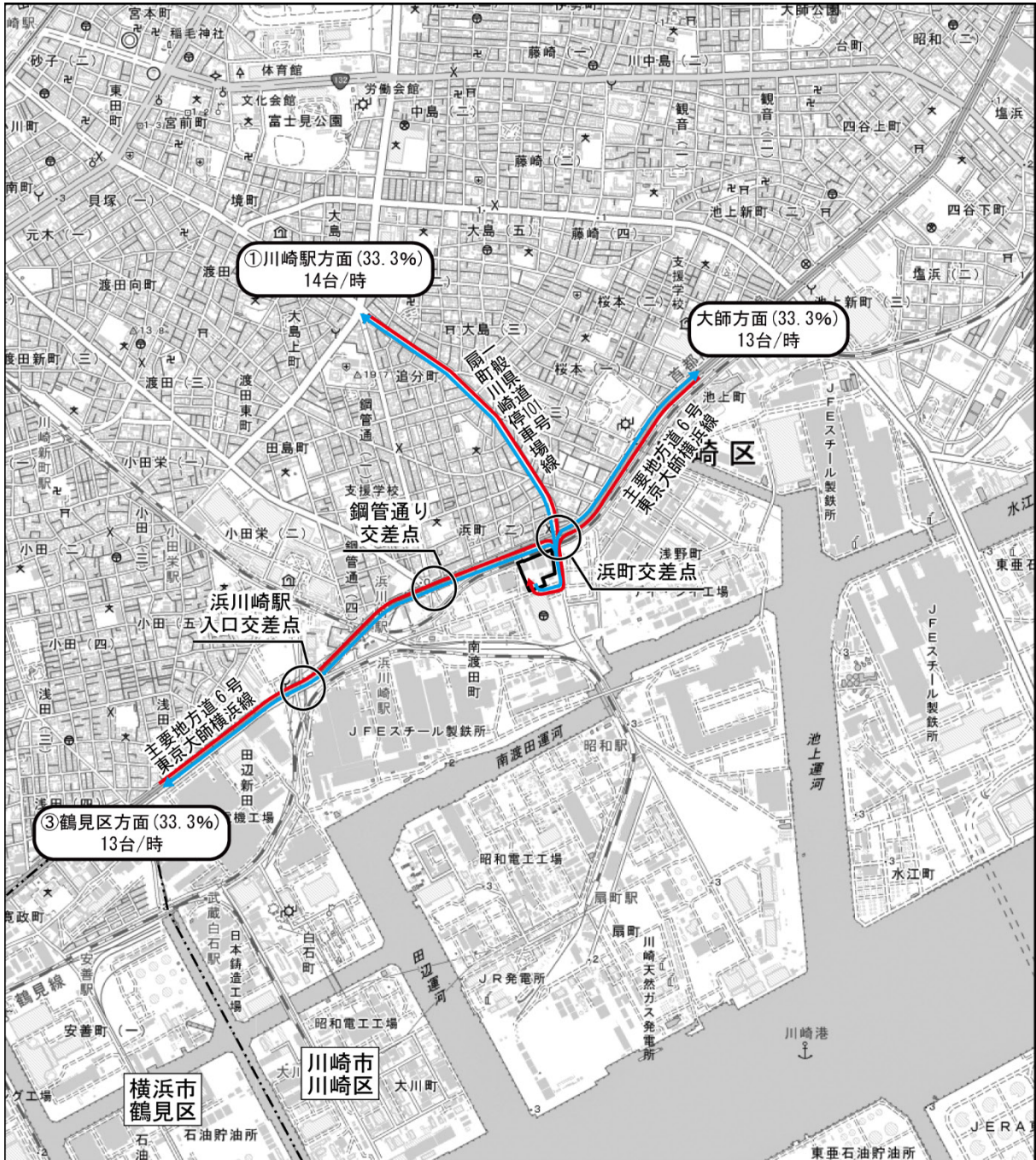


1:1,500



注：本図は、VectorMapMaker を用いて作成したものである。

図 1.4-18 仮設計画及び工事車両出入口図



凡 例		
	計画地	
	市界	1:25,000
	出庫経路 (工事用車両 大型車)	
	入庫経路 (工事用車両 大型車)	
	交通混雑予測地点	
<small>注：本図は、国土院電子地形図 25000 を用いて作成したものである。</small>		
図 1.4-19(1) 工事用車両走行ルート (大型車)		



<p>凡例</p> <p> 計画地 市界 出庫経路 (工事用車両 小型車) 入庫経路 (工事用車両 小型車) 交通混雑予測地点 </p>		<p>N</p>
<p>注：本図は、国土院電子地形図 25000 を用いて作成したものである。</p>		
<p>0 500 1,000m</p>		<p>1:25,000</p>
<p>図 1.4-19(2) 工事用車両走行ルート (小型車)</p>		

(7) 工事中の安全対策及び環境保全対策

工事に係る安全対策及び環境保全対策として、次の事項を実施する計画である。

ア 安全対策

- ・ 工事実施に先立ち、指揮・命令系統を記載した現場体制表を作成し、責任体制を明確にし、外部からの問い合わせにも適切かつ迅速に対応できるようにする。
- ・ 資材運搬等の車両による搬出入が一時的に集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理に努める。
- ・ 工事用車両出入口に誘導員を配置し、歩行者、特に通学中の児童の安全確保と交通渋滞等の発生防止に努める。
- ・ 工事用車両の運転者に対し、適宜安全運転教育を実施し、交通法規を遵守することはもとより交通安全施設が十分でない箇所などでは特に徐行運転を心がけることや横断歩道前では歩行者等の確認を十分に行うなどの安全運転を徹底し、歩行者及び自転車、一般車両の安全を確保する。
- ・ 工事用車両の運行管理を適切に実施し、計画地周辺の待機車両の発生防止を徹底する。
- ・ 工事用車両の待機場所を工事区域内に極力確保し、待機車両が発生しないよう努める。

イ 環境保全対策

- ・ 新築工事の土工事等では粉じん等の発生及び拡散が生じないようにするため、計画地内の散水、防じんシートの設置及び清掃を適切に実施する。
- ・ 建設機械については、可能な限り最新の排出ガス対策型・低騒音型を使用し、工法についても極力騒音及び振動の影響が小さい工法を採用する。
- ・ 計画的かつ効率的な工事計画を検討し、建設機械が稼働する時間帯や場所の効率化・平準化に努め、建設機械の集中的な稼働を抑制する。
- ・ 工事用車両については、可能な限り最新の排出ガス規制適合車を使用する。
- ・ 適切な施工計画により、工事用車両の集中的な運行を抑制する。
- ・ 建設機械の運転者に対しては、適宜運転教育を実施し、待機中のアイドリングストップ、負荷の少ない運転を徹底する。
- ・ 工事用車両の運転者に対しては、適宜運転教育を実施し、待機中のアイドリングストップ、加減速の少ない運転を行うこと等のエコドライブを徹底する。
- ・ 定期的な建設機械の整備及び点検を実施し、装置の不具合や高負荷等を防止することにより、大気汚染物質排出量、騒音、振動の増加を抑制する。
- ・ 定期的な工事用車両の整備及び点検を実施し、車両の不具合等の防止による大気汚染物質排出量、騒音、振動の増加を抑制する。
- ・ 舗装工事及び防水工事は、材料及び施工方法を検討し、悪臭の発生抑制に努める。
- ・ 工事中の雨水排水は、仮設沈砂施設等により処理した上、公共下水（合流式）に排水し、適正な排水の維持に努める。
- ・ 計画地が形質変更時要届出区域であることから、汚染土壌が確認されている範囲にて工事を実施する場合は、汚染土壌を土壌汚染対策法等、関係法令に基づき適切に処理する。

ウ 廃棄物等処理計画

- ・産業廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年法律第137号）を遵守して、産業廃棄物処理業の許可を得た処理業者へ委託し、適正な処理を行う。
- ・産業廃棄物は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）、「建設副産物適正処理推進要綱」（平成14年5月30日改正、国土交通省）等に基づき資源化の促進を図る。
- ・建設発生土は、「神奈川県土砂の適正処理に関する条例」（平成11年神奈川県条例第3号）、「資源の有効な利用の促進に関する法律」（平成3年法律第48号）、「建設副産物適正処理推進要綱」等に基づき資材の有効な利用の促進を図るとともに、適正な処理を行う。

(空白ページ)